

横浜市記者発表資料

令和7年9月12日
こども青少年局保育・教育給付課
こども青少年局保育対策課

保育・教育施設における給付費及び補助金の不正受給について

一般社団法人KID-Gが運営する横浜市内の認可保育所等5園において、給付費や補助金を実態とは異なる内容で申請し、不正に受給していたことが判明しました。

当該5園を運営する法人から実態に即した正しい内容での書類が再提出されたことを踏まえ、市として、現在、不正に受給した給付費及び補助金の返還を求めています。なお、当該法人は、返還に応じる意向を示しています。

1 法人概要

法人名：一般社団法人KID-G

所在地：横浜市鶴見区岸谷一丁目24番地11

代表者：代表理事 小畠 貴嗣（おばた たかし）

対象施設：認可保育所（2園） SEA KID 保育園、SANDA KID 保育園

小規模保育事業（3園） SAIL KID 保育園、SAFARI KID 保育園、
SEASON KID 保育園

2 不正受給の期間及び返還額

（1）認可保育所及び小規模保育事業の給付費

期間：平成31年4月から令和6年10月まで

返還額：計 273,673,810円

【園別】SEA KID 保育園：110,001,380円、SANDA KID 保育園：68,518,110円、

SAIL KID 保育園：41,086,950円、SAFARI KID 保育園：39,574,150円、

SEASON KID 保育園：14,493,220円

返還額 合計（円）	年度別内訳（円）					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
273,673,810	30,431,540	53,452,090	53,197,570	48,921,460	55,108,480	32,562,670

※加算項目ごとの内訳は別紙1を参照してください。

（2）保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

期間：平成31年4月から令和6年3月まで

返還額：計 42,170,000円

【園別】SEA KID 保育園：21,771,000円、SANDA KID 保育園：8,085,000円、

SAIL KID 保育園：812,000円、SAFARI KID 保育園：11,118,000円、

SEASON KID 保育園：384,000円

返還額 合計（円）	年度別内訳（円）				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
42,170,000	6,677,000	6,224,000	8,835,000	10,613,000	9,821,000

※(1)と(2)の返還額計：315,843,810円（返還額に加え、加算金・利息等を今後請求します）

3 不正受給の内容

（1）認可保育所及び小規模保育事業の給付費

企業主導型保育事業（※）等に勤務する職員を、市内の認可保育所等で勤務しているものとして書類を作成し届け出していたほか、施設長及び管理者としての業務を行っていない職員を施設長及び管理者の業務を行う職員として届け出るなど、実際の勤務時間よりも多く勤務するものとして勤務実態と異なる書類を届け出し、給付費を過大に受給していました。

※（公財）児童育成協会が助成や監査を実施している認可外保育施設。

(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

本補助金は、保育士が住む住居（アパート等）を法人が借り上げた場合、法人が払う家賃の金額に対して、国費及び市費で上限82,000円の3/4を補助し、残りを法人が負担します。

補助対象となる家賃は、法人が負担する金額であるところ、当該法人は、保育士に家賃の一部を負担させているにも関わらず、法人が全額負担しているものとして申請書類を作成し、補助金を過大に受給していました。

また、補助対象が認可保育所等であるところ、本来対象外である企業主導型保育事業の職員分を認可保育所等で勤務しているものとして申請書類を作成し、補助金を過大に受給していました。

4 経緯

- 令和6年8月22日 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について不正受給の抑止策の一環として、当該法人に対して抜き打ちでヒアリング調査を実施。
調査の結果、企業主導型保育事業で勤務している職員を認可保育所勤務として申請していたことが判明
- 10月15日 (公財)児童育成協会から提供を受けた企業主導型保育事業2園分の職員表と、本市に届出された給付費の雇用状況表を比較したところ、18名の職員について、認可保育所/小規模保育事業と企業主導型保育事業との重複申請を確認
- 10月28日 当該法人は、川崎市内でも保育所の運営を行っていたため、川崎市から提供を受けた川崎市内に所在する認可保育所の雇用状況報告書と、本市に届出された雇用状況表を比較したところ、5名の重複申請を確認
- 11月15日 (公財)児童育成協会・川崎市・本市合同で、計8園（横浜市内の認可保育所等5園、川崎市内の認可保育所1園、横浜市内の企業主導型保育事業2園）に同時立入調査を実施
以降、延べ400名を超える職員の書類での調査や法人への複数回のヒアリング、(公財)児童育成協会・川崎市と調査状況の共有等による実態を確認。
- 令和7年6月30日 本市で作成した雇用状況表を法人に提示
- 7月11日 本市による法人へのヒアリングの中で、宿舎借り上げ支援事業補助金及び給付費の加算を取得するため、重複記載をしていたことを認める。併せて、勤務実態のない者への給与の支給など職員給与の不正行為について報告されたため、届出書類の修正を指示
- 8月27日 本市による給付費・補助金の届出書類の最終確認が完了、給付費・補助金の返還額を確定
- 8月29日 給付費及び補助金請求事務の適正化並びに過払い分の返還、勤務実態のない者への委託費等からの給与支出等についての返還及び関係機関への相談・報告の実施及び、業務管理・組織体制の構築を指示する改善勧告を発出
- 8月29日 運営法人に給付費・補助金返還額を提示し、返還同意書・事実確認書の提出を指示
- 9月2日 運営法人から給付費の返還同意書を受理
- 9月3日 運営法人から補助金に係る事実確認書を受理

5 給付費や補助金に係る不正な事務処理の状況

不正は当該法人の代表及び、既に退職した職員も含む請求を担当する法人本部職員数名により行われていました。現在、当該法人は市の指導に沿った改善の取組及び体制の見直しを進めています。また、本事案の責任を取って現在の代表は辞任する予定と伺っています。

6 当該法人に対する対応

今回の事案の発覚を受け、法人に対して令和7年8月29日付で改善勧告を行いました。また、今後給付費及び補助金の速やかな返還を求めるとともに、子ども・子育て支援法第12条及び民法第704条に基づき加算金・利息等についても請求していく予定です。

7 再発防止策

本件を踏まえて、市内全施設・事業所に対して、本事案に関する通知を送付し、不正受給による返還事例が出たことに関連して、改めて注意喚起等を行います。

給付費に関しては、今回の事案を踏まえ、企業主導型保育事業への助成や監査を実施する（公財）児童育成協会との連携を進めていきます。また、別途、引き続き、抜き打ちでの施設・事業所への立入調査の実施や、給付事務における間違いややすい加算項目についてFAQでの周知、自己点検表による各施設での給付費の自己点検を実施していきます。

宿舎借り上げ支援事業補助金に関しては、当該事業を利用する保育士に対して、引き続き案内チラシにより制度の内容についてわかりやすく周知します。併せて申請書類への署名時に保育士本人が自己負担額や利用月等の確認を徹底するよう注意喚起を行います。また、一般指導監査の際に本人負担額の確認を行います。

【参考1】子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号・抜粋）

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

【参考2】民法（明治29年法律第89号・抜粋）

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

お問合せ先

（給付費について）

こども青少年局保育・教育給付課長 槙村 瑞光 Tel 045-671-0201

（保育士宿舎借り上げ支援事業補助金について）

こども青少年局保育対策課 担当課長 須山 次郎 Tel 045-671-4468

（改善勧告について）

こども青少年局保育・教育運営課 担当課長 斎藤 淳一 Tel 045-671-2386